

2019 年 2 月 1 日
団体年金事業部

「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」に関する事務連絡

2019 年 1 月 31 日付で厚生労働省より 2014 年 4 月 1 日に施行された「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」に関する事務連絡が発出されました。

事務連絡の要旨につきましては、次ページ以降をご確認ください。

以上

背景

2014年4月1日より、代行資産保全の観点から、従来以上に厚生年金基金（以下、基金）の財政状況等に対するモニタリングの強化を目的として、次の①から④までの事項について、順次実施されることとなりました。

このうち、以下の③④については、2019年4月1日より実施されることとなります。

①各月末における最低責任準備金と純資産の額の報告

②各四半期末における資産の時価評価額とその構成割合の報告

③各四半期末における母体企業の経営状況の報告

④業務委託先に所属していない年金数理人による財政診断の実施

←2019/4/1より

(2) 各四半期末における母体企業の経営状況の報告

当該事項の目的

代行給付に必要な資産を有する基金が代行割れを起こさないように、問題が生じる前に**母体企業**の掛金負担能力等を把握すること

内容

母体企業の経営状況について、以下のような報告を行う必要があります。

- ・母体企業の掛金納付状況
- ・母体企業の四半期毎の財務諸表

四半期毎に財務諸表を作成していない場合にあつては、母体企業の経営状況の判断に資するものとして、以下の事項が考えられます。

- ・直近の財務諸表による母体企業の経営状況
- ・母体企業における大規模な組織再編の有無
- ・「総合型の基金を設立している企業に対し強力な指導統制力を有する組織母体」又は「当該企業で構成されている健康保険法に基づく健康保険組合」の運営状況

これらの事項の他、母体企業の業種個別の特性などを勘案して掛金負担能力等の把握に資する他の指標があれば、その指標を報告することも差し支えない、とされています。

(3) 業務委託先に所属していない年金数理人による財政診断の実施

当該事項の目的

年1回以上、**業務委託先に所属していない第2年金数理人**による中立的な立場から、基金の財政状況をモニタリングすること

内容

基金は、代議員会での議決の前に、第2年金数理人による財政診断(※)を受けたうえで、その結果を代議員会で報告する必要があります。

(※)「厚生年金基金の財政運営について(平成8年6月27日年発第3321号)」第十三(2)に基づく財政診断

第2年金数理人についても指定年金数理人と同様に、氏名及び所属機関について、厚生労働大臣に届け出る必要があります。